

■ 法テラスの概要

(1) 設立

日本司法支援センター（通称「法テラス」。以下、「法テラス」という。）は、司法制度改革をうけて制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

当時、日本の社会は、いわゆる「事前規制型社会」（主として行政による規制や指導を通じて個人や企業の活動や利害を調整する社会）からいわゆる「事後救済型社会」（国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、その結果、紛争や利害対立が生じた場合については、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る社会）へと変わりつつあり、法テラスは、こうした社会の変化に伴って「法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指して設立されたものである。

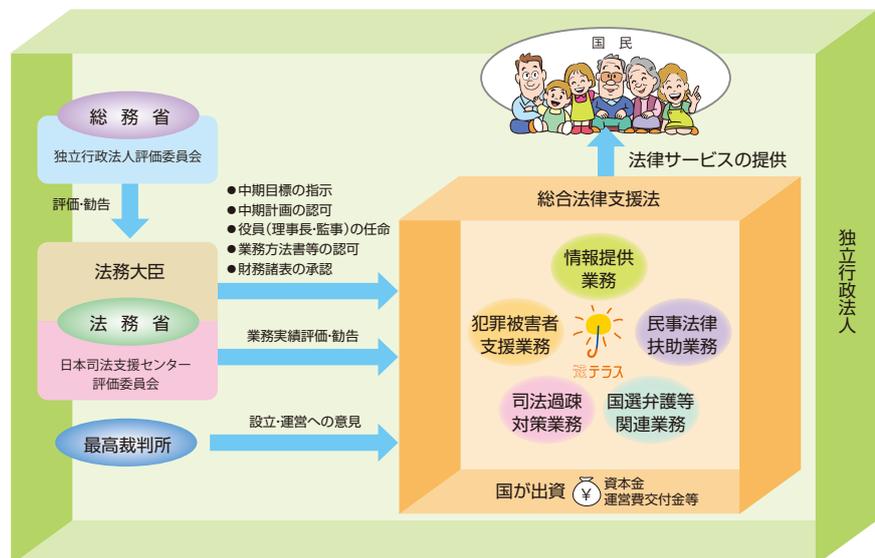
設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」。以下、「サポートダイヤル」という。）で業務を開始した。法テラスの認知度は設立当初こそ低かったものの、年を追うごとに国民に広く知られるようになり、平成28年2月には、サポートダイヤルに対する電話による問合せ件数が、業務開始以来の累計で300万件を超えるなど、法テラスは国民の身近な存在になりつつある。

(2) 組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公的な事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与する仕組みを採用しており、独立行政法人そのものではないため、名称中に「独立行政法人」という文字が用いられていない。

業務の運営に関しては、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定した上で、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



通称：法テラスの由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、通称及びロゴを「と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へ進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

(3) 主な業務

法テラスの行う主な業務は、①総合法律支援法第30条第1項及び②東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）（平成24年4月1日施行）等において次のように規定されている。

①総合法律支援法第30条第1項の業務

ア 情報提供業務（26ページ：情報提供業務 参照）

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（43ページ：民事法律扶助業務 参照）

経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

ウ 国選弁護等関連業務（80ページ：国選弁護等関連業務 参照）

貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

エ 司法過疎対策業務（101ページ：常勤弁護士に関する業務 参照）

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（115ページ：犯罪被害者支援業務 参照）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行う業務。また、刑事裁判に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名、裁判所への通知、報酬・費用の支払及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費の算定、送金などを行う業務。

（注）平成28年5月27日に成立した改正総合法律支援法に規定している業務については、24、25ページ「法テラスをとりまく最近の動向」参照。

司法ソーシャルワークに関する取組

法テラスでは、地方自治体・福祉機関等の職員と法律専門家である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障害者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組を行っている。

②法テラス震災特例法の業務

震災法律援助業務（132ページ：震災法律援助業務 参照）

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、民事事件やADR等の手続に関する弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。

③総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務（141ページ：受託業務 参照）

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(4) 事務所

法テラスは、本部（東京）のほか、全国111か所に事務所を設置している（平成28年4月1日現在）。事務所の種類には、①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4つがあり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

①地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスが行うすべての業務を行う。

②支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスが行う5つの本来業務を行う。

③出張所

東京に3か所（上野、池袋、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他被災地支援のため被災地出張所7か所を置く。宮城に3か所（南三陸、山元、東松島）、福島に2か所（二本松、ふたば）、岩手に2か所（大槌、気仙）を設置している。

④地域事務所

弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。平成28年4月1日時点で39か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所にはさらに2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（35か所）。平成27年7月には青森（鱒ヶ沢）に新たに設置した。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置する事務所である（4か所）。

事務所の種類	①地方事務所 (本所)	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター〇〇地方事務所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△支部	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△出張所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△地域事務所	
通称	法テラス〇〇 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行うすべての業務	法テラスが行う5つの本来業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地（47か所）のほか、北海道に3か所（函館、旭川、釧路）	全国に11か所 多摩（東京）、川崎・小田原（神奈川）、川越（埼玉）、松戸（千葉）、沼津・浜松（静岡）、三河（愛知）、阪神・姫路（兵庫）、北九州（福岡）	東京に3か所 大阪に1か所 宮城に3か所（震災対応） 岩手に2か所（震災対応） 福島に2か所（震災対応） 上野・池袋・八王子（東京）、堺（大阪）、南三陸・山元・東松島（宮城）、大槌・気仙（岩手）、二本松・ふたば（福島）	35か所 江差・八雲（函館）、八戸・むつ・鱒ヶ沢（青森）、鹿角（秋田）、宮古（岩手）、会津若松（福島）、秩父（埼玉）、牛久（茨城）、下田（静岡）、佐渡（新潟）、可児・中津川（岐阜）、魚津（富山）、福知山（京都）、南和（奈良）、倉吉（鳥取）、浜田・西郷（島根）、須崎・安芸・中村（高知）、老岐・五島・対馬・平戸・雲仙（長崎）、鹿屋・指宿・奄美・徳之島（鹿児島）、延岡（宮崎）、高森（熊本）、宮古島（沖縄）	4か所 熊谷（埼玉）、下妻（茨城）、松本（長野）、佐世保（長崎）

(5) 予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の約7割が国費でまかなわれている。

他方、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助業務において発生した立替金の償還金や一般の方からの寄附金などの自己収入の確保に努めている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性及び緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

(単位：百万円、%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
運営費交付金	10,213	10,395	10,407	15,542	16,554	16,402	12,836	15,507	15,206	15,117
国選弁護人確保業務等委託費	10,093	9,083	15,796	15,548	14,793	15,445	15,686	16,429	16,110	16,067
合計	20,306	19,478	26,203	31,090	31,347	31,847	28,522	31,936	31,316	31,184
対前年伸び率	97.66	△ 4.08	34.53	18.65	0.83	1.60	△ 10.44	11.97	△ 1.94	△ 0.42

(注1) 平成21年度の国選弁護人確保業務等委託費が前年度よりも大幅に増えた要因は、刑事訴訟法改正に伴う被疑者国選対象事件の拡大及び裁判員制度が開始されたことなどによる。

(注2) 平成22年度の運営費交付金が前年度よりも大幅に増えた要因は、民事法律扶助事業における代理援助経費が増加したことなどによる。

(注3) 平成25年度の運営費交付金が前年度よりも大幅に減少した要因は、未使用の運営費交付金を平成25年度の収入金として計上していることなどによる。

法テラス決算の推移

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収 入										
政府出資金	351	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運営費交付金	5,980	10,213	10,395	12,903	15,542	16,554	16,147	12,836	15,507	15,206
事業収入（民事法律扶助償還金等）	4,833	7,875	9,041	10,390	11,141	11,394	10,853	10,663	10,737	10,958
補助金等収入	59	132	256	244	149	84	65	79	68	69
受託事業収入	2,936	8,033	9,862	14,315	16,451	17,150	17,465	17,446	18,079	17,230
その他事業外収入	26	726	1,662	1,673	541	1,342	3,789	5,676	532	1,064
計	14,185	26,979	31,215	39,526	43,824	46,525	48,319	46,701	44,923	44,526
支 出										
民事法律扶助等事業経費	6,580	12,863	13,734	17,979	19,085	17,987	17,914	17,666	17,815	18,337
受託事業経費（国選弁護士確保事業）	2,936	7,496	8,300	12,628	14,786	15,323	15,405	15,200	16,066	15,458
受託事業経費（日本弁護士連合会等委託事業）	0	537	1,561	1,687	1,665	1,827	2,060	2,246	2,012	1,772
その他人件費等経費（受託事業に係るものを除く）	4,056	4,520	6,045	6,009	7,120	7,729	7,397	8,083	8,046	7,911
計	13,572	25,416	29,641	38,302	42,656	42,866	42,776	43,195	43,939	43,477

(注) 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収入	政府出資金	資本金	支出	民事法律扶助等事業経費	民事法律扶助業務の立替金など
	運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの		受託事業経費	受託業務の実施に係る経費
事業収入	民事法律扶助業務の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など	その他人件費等経費	人件費、事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など		
補助金等収入	国民からの寄附金や、地方公共団体からの補助金				
受託事業収入	受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの				
その他事業外収入	講演料など事業外の収入				